

記

(電子図書館)

1 電子図書館は、聖路加看護大学図書館（以下「図書館」という）が、聖路加看護大学（以下「本学」という）において収集・生産された資料を電子的な手段によって蓄積し、本学をはじめ国内外に提供することにより、教育・学習活動を支援するとともに研究活動の推進を図り、学術研究の一層の振興に貢献することを目的とする。この目的のもとに、図書館と図書委員会が運営組織となり、電子図書館の利用者（以下「利用者」という）と、電子図書館に資料の登録を希望する者（以下「申請者」という）、双方の権利を尊重し、学術的交流に寄与するため努力する。

(データの利用内容)

2 図書館は、前項に記載した資料を次のとおり利用する。

- (1) 資料の原文情報を電子化し（以下、電子化された情報を「データ」という）、それらのデータをハードディスクまたはCD-ROM等に蓄積することにより、原則として全文検索が可能なデータベースを作成する。
- (2) データは、ネットワーク上の標準的なコンピュータ環境でアクセスできる状態におく。
- (3) データは、図書館オンライン蔵書目録(OPAC)等の二次情報データベース等とともに統合された情報資源として提供する。

(データの利用条件)

3 図書館はデータの利用に際し、次の事項を遵守する。

- (1) 情報の発生元を明示すること。
- (2) 著作物及びその標題の表現を改変しないこと。
- (3) 著作者名及び著作権の表示を行うこと。
- (4) 利用者によるデータの複製（端末機からのプリントアウト、ダウンロード等）は、調査・研究、教育または学習を目的とする場合に限定することを明示すること。

4 電子図書館によるデータの送信範囲は標題欄に記載したとおりとする。

5 データの登録範囲は標題欄に記載したとおりとする。

6 データの利用についての対価は無償とする。

7 図書館は、電子図書館の利用者がデータを利用した結果について、その責任を負わない。

(申請者の責務)

8 登録した学術情報などの内容に関する責任は申請者が負うこととする。

9 申請者は次に掲げる事項について法令上又は社会通念上問題が生じないよう配慮する。

- イ. 名誉、プライバシー等の人権に関する事項
- ロ. 情報セキュリティに関する事項
- ハ. 守秘義務に関する事項

(著作物の利用許諾等)

10 申請者は、図書館に対し、著作権法上の諸権利について著作物の利用を認める。

11 申請者と著作権者が異なる場合は、申請者は著作権者からの利用許諾を得た上で申請する（著作権者が複数の場合、当該著作物に申請者以外の者が開発したコンピュータ・プログラムが含まれる場合等）。

12 当該著作物の利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、申請者はあらかじめ関係者との調整等を行った上で申請する（当該著作物が既に他の出版者から公表される場合等）。

(データの一部訂正、追加または削除)

13 登録されたデータに一部訂正、追加または削除の必要が生じた場合は、申請者は訂正、追加または削除理由を付して、データの一部訂正、追加または削除を申請することができる。

(利用許諾要件の変更)

14 登録されたデータの利用許諾要件の変更を希望する場合は、申請者は変更理由を付して、利用許諾要件の変更を申請することができる。

(登録の解除)

15 登録されたデータの解除を希望する場合は、申請者は解除理由を付して、登録解除を申請することができる。

16 登録されたデータに申請者の責務で定めた事項等に反する事実が認められた場合は、図書館は解除理由を付して、申請者に登録解除を通知することができる。

(登録の有効期間)

17 登録の有効期間は1年間とする。なお、有効期間内に申請者から特に申し出がない場合、有効期間をさらに1年間自動的に延長するものとし、その終了日以降も同様に自動的に延長を繰り返すものとする。

(運営組織)

18 電子図書館の運営は、この規定に基づき、図書館と図書委員会で行う。

(その他)

19 この申請書に記載されていない事項については、必要に応じて、別途申請者及び図書館が協議することとする。

修了年月	年	月	
論文種類 (○をつけてください)	博士論文	修士論文	課題研究
コース名 (該当者のみ)			
指導教官名			
テーマに関する キーワード			
研究方法に関する キーワード			

測定用具名 (尺度等) 略称は () して記入	

図書館記入欄

資料 ID				
データ受取状況 (完了したら○)	要旨	参考文献	出版状況	本文
備考				